

入 札 説 明 書

令和8年度～12年度

秋田労働局

業務用自動車賃貸借契約（2）

厚生労働省

秋田労働局

入札説明書等受領書

※入札説明書等の入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載のうえ（メール本文へ下記内容を記載しての送信も可）、下記メールアドレスあてに送信（又は窓口へ提出）してください。

※急な仕様の変更等があった場合にご連絡する際に使用します。

送付先：秋田労働局総務部総務課 会計第1係 行

メールアドレス：akitakaikei1@mhlw.go.jp

入札案件名	令和8～12年度 秋田労働局業務用自動車賃貸借契約（2）
入札説明書等受領日 （ダウンロード日）	令和 年 月 日
事業所名	
事業所所在地	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
入札参加方式	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札
備考	

秋田労働局の入札公告(令和8年7月1日付)に基づく入札等については、法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 秋田労働局総務部長 伊藤 寛

◎調達機関番号 017

◎所在地番号 05

2 調達内容

(1) 品目分類番号 17

(2) 調達件名及び数量

件名：令和8年度～12年度 秋田労働局業務用自動車賃貸借契約(2)

数量：仕様書のとおり

(3) 調達件名の特質等 仕様書のとおり

(4) 履行期間 仕様書のとおり

(5) 履行場所 仕様書のとおり

(6) 入札方法

本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札であり、

①入札参加者は、調達物件の賃貸借料金のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

②見積もる金額は、履行期間に1台賃貸借する分の総額とする。

③入札参加者は、この入札説明書、仕様書等を熟読のうえ入札しなければならない。この場合において、関係書類に疑義があるときは、入札日までの間、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」の「A」「B」又は「C」等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有するもので

あること。

- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が掌握するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の制度が適用される者にあつては、これに加入し、かつ該当する制度の直近2年間（労働者災害補償保険及び雇用保険は2保険年度）の保険料の滞納がないこと。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。また、事業の実施に当たって各種法令を遵守していること。
- (9) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

なお、競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒010-0951 秋田県秋田市山王7丁目1-3 秋田合同庁舎4階

秋田労働局総務部総務課会計第一係 電話 018-862-6681

4 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムに提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙-2により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書及び入札金額内訳書（別紙-5別添または任意の様式による）を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書を引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

令和8年7月17日（金）10時00分

（電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。）

(2) 紙により入札を行う場合

①入札書の提出期限

令和8年7月17日（金）10時00分

（郵送の場合は令和8年7月16日（木）までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。）7②入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒010-0951 秋田県秋田市山王7丁目1-3 秋田合同庁舎4階

秋田労働局総務部総務課会計第一係 電話 018-862-6681

③入札書の提出方法

入札書は別紙－５の様式にて作成し、別紙－５別添の入札金額内訳書（任意の様式でも可）を添付すること。直接提出する場合は封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 秋田労働局総務部長 殿と記載）及び令和８年７月１７日開札【令和８年度～１２年度 秋田労働局業務用自動車賃貸借契約（２）】入札書在中と記載しなければならない。

④郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に令和８年７月１７日開札【令和８年度～１２年度 秋田労働局業務用自動車賃貸借契約（２）】入札書在中と記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記４（２）②宛に令和８年７月１６日（木）必着としなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

（３）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ①上記３に定める競争入札参加資格のない者がした入札
- ②同一の入札について、２以上の入札をした者の入札
- ③同一の入札について、２人以上の入札者の代理人となった入札
- ④談合その他不正行為による入札を行ったと認められる入札
- ⑤入札の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- ⑥入札書や内訳書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合に計算誤りがあるもの
- ⑦委任の手続きがとられていない代理人のした入札
- ⑧入札書提出時まで様式３に指定する誓約書、様式４に指定する自己申告書を提出しない者がした入札
- ⑨電子調達システム利用規約に違反した者のもの
- ⑩①から⑨に定めるもののほか、指示した条件に違反する入札または、求められる義務を履行しなかったと認められる入札

競争入札参加資格があると確認された者であっても、開札時において資格要件を欠く者は競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

また、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すこととする。

（４）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

（５）代理人による入札

- ①代理人が電子入札により入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかななければならない。技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。
- ②代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時まで別紙－４の様式による代理委任状を提出しなければならない。
- ③入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができ

ない。

(6) 性能等証明書の審査

この入札に参加を希望する者は、環境性能及びその他仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した性能証明書を作成し提出しなければならない。提出された性能等証明書は、契約担当官において審査し、合格したものに係る入札書のみを落札決定の対象とする。なお、性能等証明書の可否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となったものに係る入札書は、理由を付して通知するものとする。

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和8年7月17日(金) 11時00分

秋田労働局 4階 事務室

(2) 開札の方法

① 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

② 紙による入札の場合

開札は、電子調達システムにより行うため、入札事務に関係ない職員を立ち合わせて行うものとする。したがって、入札者又はその代理人の入札の立ち会いは不要であるが、開札時刻には、連絡できるようにする。

(3) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再入札に関する手続き等については、別途連絡するものとする。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書（別紙－1）に必要書類を添付したものと、別紙－6の誓約書、別紙－7の自己申告書、別紙－8の性能証明書を令和8年7月16日(木) 12時00分(必着厳守)までに4(2)②入札書の提出場所に提出しなければならない。ただし、電子調達システムによる入札を希望する者は、この証明書類についても、電子調達システムに到着するよう提出するものとする。

なお、紙入札方式で参加資格が無いと認められた場合のみ、令和8年7月16日(木) 16時00分までに電話等により通知する。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

総合評価落札方式で決定する。

- ① 本入札説明書4(1)および4(2)に従い書類・資料を添付して入札書を提出し、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たしている入札者の中で、別紙－9の

審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い入札者を落札者とする。

ア 当該入札者の入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ 当該入札者の提出した別紙－8の「性能等証明書」が、4（6）による審査の結果、合格したものであること。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

③ 落札者が決定したときは、入札参加者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を電話により通知するものとする。

（4）契約書等の作成

①競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 契約の締結は、電子契約によることを原則とするが、格別の事情がある者は、別紙10による申請のうえ、紙による契約を締結することができる。ただし、入札参加申込み時に別紙－2を提出している者は、別紙10を要することなく紙による契約の締結を可能とする。なお、紙による契約を締結する者は、次の「イ」～「エ」によることとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（5）支払条件

別添の契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

（6）入札説明会の日時及び場所

入札説明会は本説明書等をもってこれに代える。仕様等の質問等については、令和8年7月7日（火）15時00分までに別紙－3の質問書により提出すること。なお、回答は令和8年7月10日（金）15時00分までに秋田労働局総務部総務課前掲示板に掲示するとともに、質問提出者には個別に連絡することとする。

（7）入札したものは、入札後この説明書、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（8）障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）
 03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）
 （受付時間：平日9：00～17：30）
- ・ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/>（問い合わせ用メールフォームあり）

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4（2）②入札

書の提出場所に連絡すること。